

私学の振興について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 三木 忠一

1. **令和8年度文部科学省税制改正要望事項の結果について**
2. **「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」について**
3. **文部科学省「人材育成システム改革推進タスクフォース」について**
4. **近年の大学等の設置認可等の動向と寄附行為（変更）認可の審査等について**
5. **私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について**
6. **情報セキュリティインシデントの現状と報告について**
7. **こども性暴力防止法について**

1. 令和8年度文部科学省税制改正要望事項の結果について

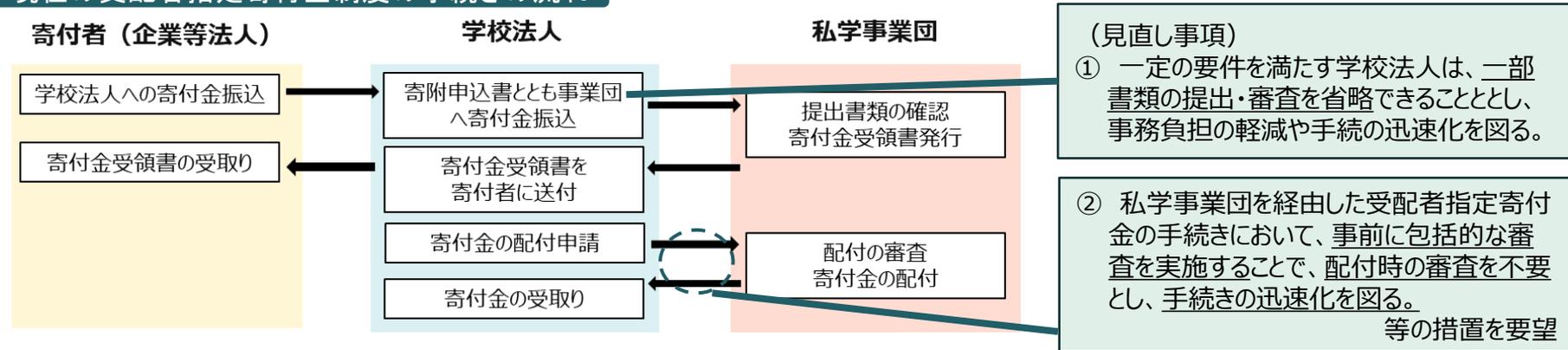
【学校法人に係る指定寄附金制度の手続の改善】

[法人税、法人住民税、事業税]

改正内容

日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)を経由した受配者指定寄附金について、一定の要件を満たす寄附金については、一部の提出書類を省略できるようにする、寄附金の配付手続を不要とする等、手続を改善する。

現在の受配者指定寄附金制度の手続きの流れ



背景・現状

- 現行制度上、企業等が私学事業団を経由して学校法人に寄付を行う場合、寄付者である企業等が額を全額損金算入することが可能となっている。
- 受配者指定寄附金制度の活用により、法人の寄付者が税制優遇措置を受けられる一方で、現在の制度の仕組み上、寄付金の配付が遅れる、学校法人の事務が増大する等の課題が見られる。

目標・効果

受配者指定寄附金制度の手続きの改善による寄附税制の充実を通じて、企業等による私立大学等への資金の流れを拡大し、学校法人の経営基盤の強化を図るとともに、企業等との連携強化を通じ、国際競争力の向上に向けた研究力の強化や我が国の産業を支える人材育成の充実を図る。

事務手続きの流れ

制度利用の申し出

「利用開始のお知らせ」の送付。
届き次第募金開始。

企業等からの寄附金の受領
企業等への「寄附金受領書」の送付

寄附者へ渡す。

寄附金の配付申請

「決定通知書」の送付・寄附金の送金。
当該事業に寄附金を充てる。

寄附金の実績報告

① 寄附受付時の確認書の提出の省略

現行

個々の企業等法人から1,000万円以上の寄附を受け付ける場合、各学校法人において、確認書を作成し、私学事業団に提出することが求められる。

改善後

一定の要件を満たした学校法人について、
私学事業団への確認書の提出を省略できることとする。

☞「一定の要件」について

- ・ 確認書に記載されている内容と同等の内容を含む受配者指定寄附金制度に係る学内規則を策定し、当該規則を公表していること
- ・ 受配者指定寄附金制度に係る学内規則を私学事業団に提出すること
- ・ 前年度及び前々年度の受配者指定寄附金受入れ実績が1,000万円以上であること

② 寄附受入と寄附金配付の同時申請

現行

寄附金の配付の申請は、私学事業団から、寄附金の受け入れに係る受領書の交付を受けた後に、個々の配付のために申請を行う。

改善後

寄附金の配付の申請を、寄附金の受け入れと同時に可能とすることで、事前に包括的審査を実施し、配付時の審査を不要とする。

☞ 配付申請の要件について

- ・ 用途や実施時期が明確で、その用途の確認に必要な根拠書類が準備されているもの
- ・ 配付から原則1か月以内に使用する寄附金であること

※その他、学校法人から提出される各種様式について、実際の審査や実績報告の確認に活用する項目に記載する事項を精選する。

【東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長】

[印紙税]

改正内容

東日本大震災において罹災した学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書の印紙税を非課税とする措置を延長する。

スキーム図

日本私立学校振興・共済事業団

貸付

印紙税について、東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付に係る消費貸借契約書に関しては非課税。

被害を受けた学校法人等

背景・現状

令和7年5月の時点で復旧未完了の学校が存在し、日本私立学校振興・共済事業団の被災者向け貸付メニューの潜在的なニーズが存在する。

目標・効果

1校当たり非課税額にして6～10万円が見込まれる。

【目標】消費貸借契約締結時の負担軽減と復旧事業の完了

【減収見込み額】40万円程度

【退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長】

〔法人税等〕（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）

課税停止措置の3年延長

要望
内容

○ 私立学校教職員に係る「退職等年金給付」の積立金に対する特別法人税を撤廃又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長する。

※ 厚労省等において同様の位置づけである、企業年金並びに国家公務員及び地方公務員に係る退職等年金給付についても、同様の要望を行う。

私立学校教職員に
係る年金制度

3階

退職等年金給付
(私立学校教職員共済法)

積立金への課税
(税率1.173%)につき、
平成27年10月から
令和8年3月まで
課税の停止措置。

2階

課税対象外

厚生年金
(厚生年金保険法)

1階

基礎年金
(国民年金法)

● 退職等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税、給付時は課税となっている。

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への特別法人税課税(停止中)	課税(公的年金等控除又は退職所得控除の対象)

※ 特別法人税は、事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。

※ 特別法人税は、掛金の拠出時点では非課税である企業年金等について、「受給時点まで課税の繰り延べを行うことに伴う期間の利益に対し課税を行う」という考え方にに基づき、積立金に対して1.173%（国税：1.103%、地方税：0.07%）の税が課されるもの。

背景・現状

■ 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」及び「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成24年法律第98号）」に基づき、平成27年10月から次の措置が講じられている。

- ① 厚生年金に私立学校教職員も加入するとともに、共済年金を廃止し、2階部分の年金は厚生年金に統一
- ② 共済年金の3階部分（職域部分）の廃止と同時に、新たに「退職等年金給付」を創設

■ これらを受けて、**制度創設以降**、退職等年金給付の積立金については、**企業年金と同様、特別法人税の課税停止がされている（平成27年10月～令和8年3月）。**

目標・効果

特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況が悪化し、**年金資産の運用に著しい影響がある。**

そのため、私立学校教職員に係る年金の給付制度について、引き続き必要な税制措置を講じる。

【目標】：私立学校教職員共済制度の年金運用について、円滑な実施を図る。

【減収見込み額】：－

寄附金控除に係るマイナポータル連携

寄附金控除に係るマイナポータル連携について

- 令和8年1月から、一定の手続を経たうえで、寄附金控除を受けるための確定申告において、マイナポータル連携（※）が可能となりました。
 - ※ マイナポータル連携とは、年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
(参考) 国税庁「マイナポータル連携特設ページ」
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>
- ☞ 文部科学省としても、事務連絡「寄附金控除に係るマイナポータル連携の利用について（周知）」（令和7年11月11日発出）において、各学校法人様に周知しております。
- マイナポータル連携を利用することで、寄付金額等の情報が自動入力され、入力漏れや計算誤りが防止されるとともに、確定申告時の寄附者の利便性が向上します。
- マイナポータル連携を導入するためには、各学校法人が、民間送達サービスを運営する事業者と、個別に契約を結ぶ必要があります。
- 文部科学省としても、情報を整理して、各学校法人に周知していく予定ですので、注視いただくと幸いです。

2. 「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」について

2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議について

1. 趣旨

日本社会において急激な少子化が進む中、科学技術力の向上や地方創生などの諸課題に対して、日本の高等教育を支える私立大学が、教育研究の質を高め、地域や経済界をはじめとした関係者と協働しながら、人材育成を充実し、それぞれの役割をますます果たすことが期待される。

中央教育審議会では、2040年の社会を見据えた高等教育の在り方について議論が重ねられ、この度「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～ **(答申)**」がとりまとめられた。この**答申の方向性に基つき**、私立大学を取り巻く環境の変化を見据えながら、**私立大学の振興に向けて、私立大学に期待される役割を明確化し、その役割を果たしていくための具体的な方策等に焦点を当てて検討する。**

2. 検討事項

- (1) **地域の人材育成に向けた私立大学の役割**や関係者との協働の在り方等**具体的な方策**
- (2) **国際競争力の強化に向けた私立大学の役割**や関係者との協働の在り方等**具体的な方策**
- (3) 急激な少子化を見据えた**大学経営の在り方**
- (4) 私立大学における教育・研究の質の向上について
- (5) その他

3. 委員

阿部 守一	長野県知事
石川 正俊	東京理科大学 学長
伊藤 公平	慶應義塾長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学 理事長・学長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
尾花 正啓	和歌山市長
角田 雄彦	弁護士・上智大学大学院法学研究科 教授
◎小路 明善	アサヒグループホールディングス株式会社 会長
田村 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授
鶴 衛	学校法人鶴学園 理事長・総長
中村 和彦	国立大学法人山梨大学 学長
日色 保	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 代表取締役社長
○平子 裕志	ANAホールディングス株式会社 特別顧問
福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団 理事長
村瀬 幸雄	岐阜県商工会議所連合会 会長
	株式会社十六フィナンシャルグループ 取締役会長
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授

(◎座長、○座長代理)

I 私立大学を取り巻く環境

① 大学進学者数の激減

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 約59.0万人 ▶ 約46.0万人 (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

相当数の法人が縮小や撤退を余儀なくされることが避けられない状況

② 大学分布の実態

「地方」に立地する私立大学 ◀ ほとんどが小規模
(首都圏整備法既成市街地等・政令指定都市以外)

地方の進学者の減は、地方私立大学の存続に影響を及ぼし、地方の小規模私立大学から撤退する可能性

③ 私立大学の分野別学生比率の偏り

人文科学 14.9% 社会科学35.9% ⇔ 理学2.3% 工学12.0% 農学2.1%

我が国の理工系入学者の割合は諸外国に比べても低く、OECD平均よりも大幅に低い状況

II 今後の私立大学振興の基本的な考え方（機能や成果に応じた国の支援の強化）

学部学生の約8割の教育を担うとともに、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など様々な観点で重要な役割を果たす私立大学の教育研究の充実は、「知の総和」の向上に資するとともに、経済社会・国民生活の向上にも貢献。このため、**基盤的経費をはじめとする支援の拡充は不可欠**。

一方、私学助成をはじめとする私立大学関係の諸施策については、以下のような**俯瞰的な方針を踏まえたメリハリ・重点化への転換**を図る。

【今後の私立大学政策の俯瞰的な方針】

国においては、

- ① 地域から必要とされる人材育成を行う**地方大学に対する重点支援**を行う。また、地域の人材需要に基づく**地域の大学間の連携や構造改革を自治体や大学、産業界等との協力の下で実行**する。
- ② 国際競争力の強化の観点から**研究力のある私立大学への重点支援を通じ日本の競争力を高める拠点機能を強化**する。また、日本の産業を支える理工農系人材の育成のための重点支援を行う。
- ③ 再編・統合等による規模の適正化に向けた**私立大学の経営改革の強化**を図る。経営状況が厳しく質の担保ができない大学には学生への影響が生じないよう**早期に円滑な撤退判断を促進**する。
- ④ **教育研究の質の向上に向けた重点支援**を行う。**理系転換に向けた改革を進める大学に対する基金による支援、PBL教育の推進、大学院教育の充実**等を推進する。

Ⅲ 国による私立大学振興のための4つの施策の方向性

1. 地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援

(1) 自治体・産業界等との連携推進(地域経済の担い手やエッセンシャルワーカー育成支援等)

- 国が、地方の高等教育のアクセス確保について、高等教育政策に対する責任を持って施策を検討し、実施する。
- 地域の高等教育機関、地方公共団体、**産業界など関係者による連携強化・プラットフォームの構築**や、それぞれの協力による**人材育成に係る取組への支援**
- 地域経済の担い手等を育成する**地方中小規模大学への私学助成の重点化**、**地域の高等教育の将来像**(必要な人材の内容やボリューム等)に基づく**取組を行う私立大学への更なる支援**
⇒地域の高等教育資源の効率的・効果的な活用のための重複感の解消や地域の高等教育機関の機能を最大化

(2) 大学間の連携推進

- オンライン授業をはじめとした開設科目の相互補完の円滑化や、事務の共同化を通じた効率化

2. 日本の競争力を高める教育研究を担う大学の重点支援

(1) 国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化

- 研究力の高い私立大学**が国際的にも研究力で競い合える拠点となること等に向けた施設設備整備と人件費等の**基盤的経費を一体的かつ集中的に支援**する枠組みの構築
- 修士課程をはじめとした**大学院の機能強化に向けた支援を充実**

(2) 日本の産業を支える理工農系人材の育成

- 理工農系分野の学部**の教育研究費支出が多い傾向にあることを踏まえた教育研究環境の充実に向けた、**産官による重点的な支援**

3. 再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化

(1) 経営指導の強化等(リスクが高い学校法人への指導強化(指導対象法人の拡大(100校程度)等))

(2) 学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等(撤退に向けた伴走支援のための私学事業団における専門家チームの体制強化等)

(3) 学部等新設の厳格化(スクラップ・アンド・ビルド、財務要件の厳格化等)

4. 教育研究の質の向上に向けた重点支援

(1) 産業構造の変化に対応する理系転換、文理横断・文理融合教育の推進等

- 理系転換に向けた改革を進める大学に対し、**基金による支援を充実**
- 初等中等教育段階から高等教育段階まで一貫した教育改革を推進**

(2) プロジェクト型学習の推進等の手厚い教育指導体制の構築

- 社会ニーズを踏まえたPBLの推進に向けた、**教員配置や基盤的経費の充実**

(3) 今後の社会で活躍する力を身に付けるための大学院教育の充実

- 大学院シフトを進める大学を重点的に支援**
- 学士課程から博士課程の連続性、質と密度の向上と、学部段階の履修証明等を含む**産学連携によるリ・スキリングプログラムの拡充**

(4) 私立大学附属病院の支援の在り方

- 継続的な人材輩出や医療の提供等に向け、**安定した経営基盤を確保**

(5) 新たな評価の在り方

Ⅳ 「知の総和」の向上と高等教育の全体最適に向けた私立大学の在り方

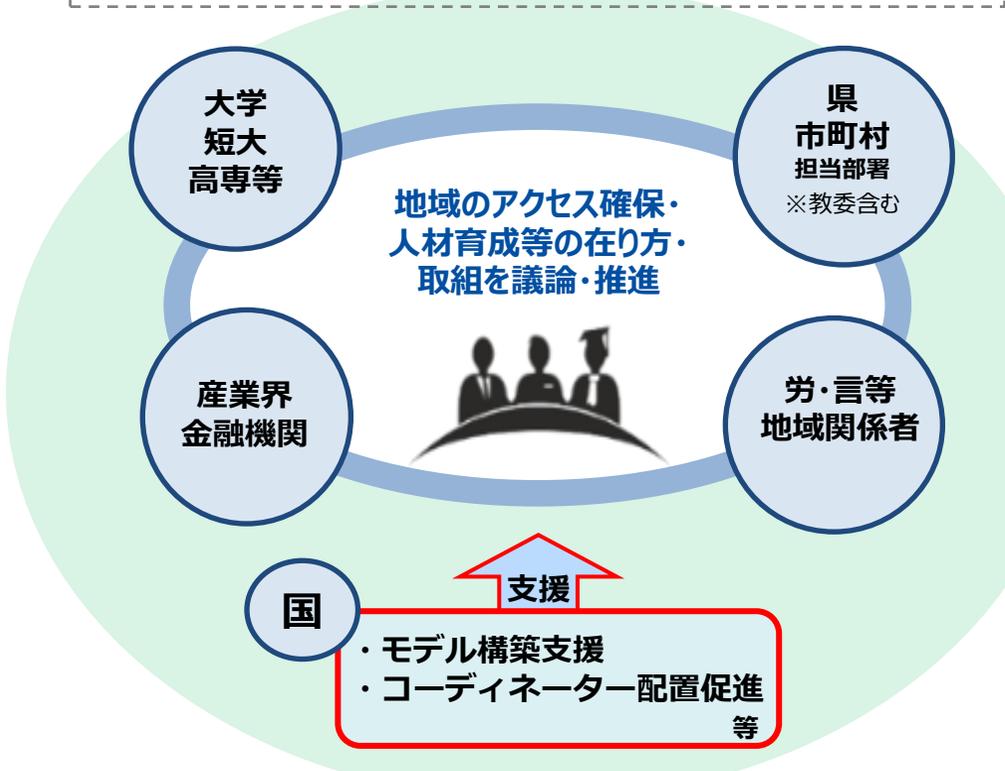
- **文部科学省が着手している高校から大学・大学院の一体的な設計に基づく一貫した改革による人材育成のみならず、大学と企業、私立大学と国公立大学などの各機関の間において共有される認識と相互理解のもとでの取組が進められることが肝要。**

<参考1> 地方私立大学の振興における「地域構想推進プラットフォーム」の活用(イメージ)

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

【地域ニーズに応じた教育改革】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの変革



プラットフォームでの議論

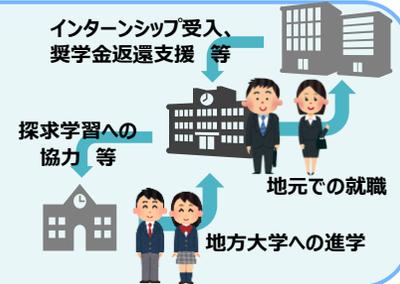
【大学間の連携】

- 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



【地域での一貫した人材育成】

- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



【新産業創出】

- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



地域経済の担い手等を育成する地方中小規模大学への私学助成の重点化
地域の高等教育の将来像（必要な人材の内容やボリューム等）
に基づく取組を行う私立大学への更なる支援

地域の高等教育資源の効率的・効果的な活用のための
重複感の解消や地域の高等教育機関の機能を最大化

<参考2> 国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化・日本の産業を支える理工農系人材の育成

1. 日本の産業を支える理工農系人材の育成

【現状】

- 日本の理・工・農の大学生の**学部6割強**・**修士3割強**・**博士1割強**が私学に在学
理・工・農系学部を持つ私学は約**150校**あり、**理系分野のボリュームゾーン**の人材育成を担う
- 専門人材や技術者を多数輩出
研究者に加え、**研究エコシステムを支える専門人材等の育成**にも多大な貢献
- 女子学生の理系進学率の上昇にも大きく貢献
私立大学における工学・理学系で女子枠の導入 2024年新規13校

【資格合格者に占める私立大学卒業者の割合 2022年度】

私立大学ファクトブック（2024年9月版 日本私立大学協会附属私学高等教育研究所）より

医師 **4割**



薬剤師 **9割**



一級建築士 **6割**



【取組の方向性】

日本の産業を支える理工農系人材の育成を行う大学等への重点支援（教育研究経常費に係る単価の改善）

教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

2. 国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化

【現状】

- 日本の私立大学に対する世界的な評価→質の高い私立大学の層は厚い
世界大学ランキング2024※（**世界のトップ6.1%**）の中に
私立大学50校がランクイン
（国立大学は58校）
- 科学研究費補助金における私立大学のシェア拡大
採択件数**3割**、配分額**2割**に達するなど、年々存在感が強まっている。
※採択件数(30.3%(2024)←21.7%(2004)、配分額20.5%(2024)
←12.8%(2004))

関連大学別大学発ベンチャー数

大学名	2022年度		2023年度		2024年度	
	企業数	順位	企業数	順位	企業数	順位
東京大学	370	1	420	1	468	1
京都大学	264	2	273	3	422	2
慶應義塾大学	236	3	291	2	377	3
大阪大学	191	5	252	4	298	4
筑波大学	217	4	236	5	264	5
東京理科大学	151	7	191	7	226	6
東北大学	179	6	199	6	222	7
東京科学大学*	-	-	-	-	187	8
早稲田大学	128	9	145	8	166	9
立命館大学	110	12	135	10	160	10

対2023年度比増加率（今年度10社以上の上位10大学）

順位	大学名	対2023年度比	推移
1	関西大学	522.2%	9→47
2	沖縄科学技術大学院大学	288.9%	9→26
3	神戸大学	205.5%	55→113
4	情報経営イノベーション専門職大学	184.8%	46→85
5	弘前大学	157.1%	7→11
6	京都大学	154.6%	273→422
7	横浜国立大学	150.0%	10→15
8	同志社大学	146.2%	13→19
9	近畿大学	145.7%	81→118
10	大阪工業大学	142.9%	7→10

優秀な研究者の輩出

Clarivate Analytics社 Highly Cited Researchers 2024より

（単位＝千円）

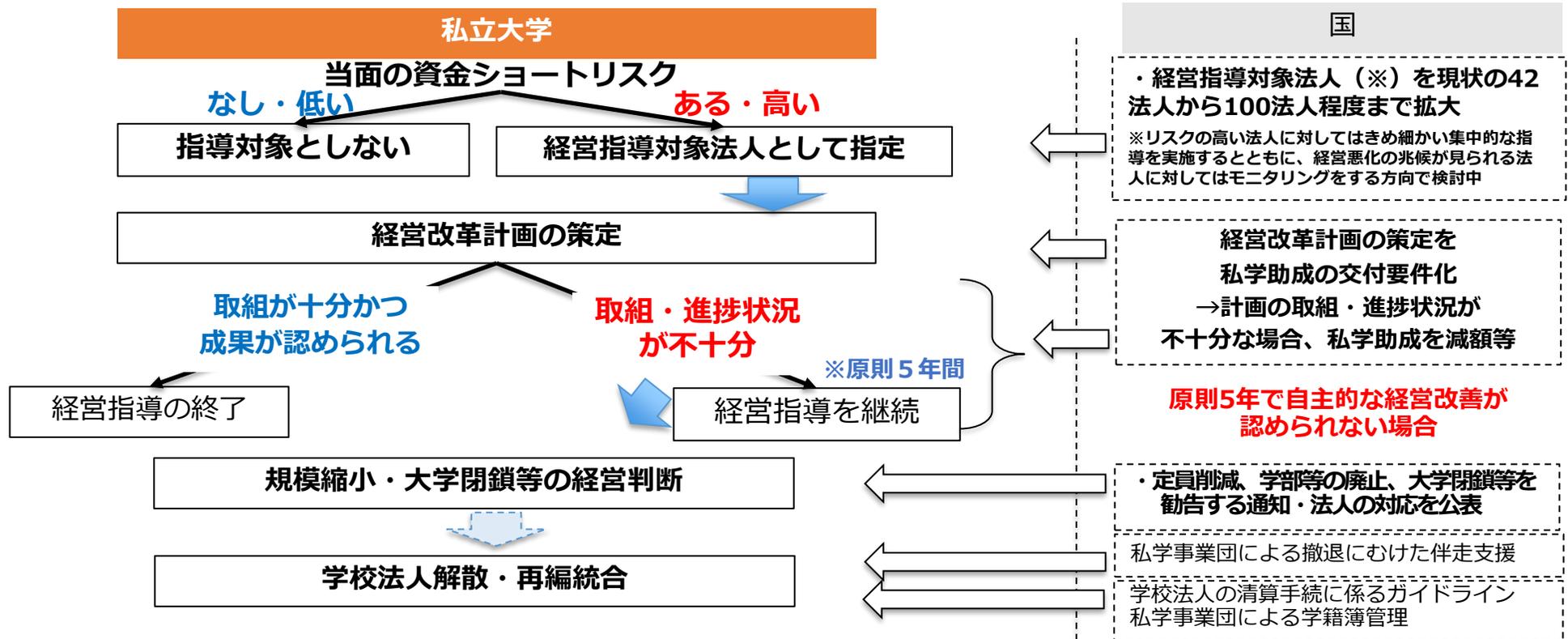
機関名	人数	運営費交付金額・ 私立大学経常費補助金額
京都大学	8名	56,524,533
慶應義塾大学	7名	8,853,277
理化学研究所	7名	56,417,000
東京大学	6名	84,037,455
物質材料研究機構	6名	16,664,000
九州大学	3名	41,953,247
国立がんセンター	3名	6,735,729
名古屋大学	2名	32,874,465
岡山大学	2名	19,606,909
大阪公立大学	2名	28,401,000
近畿大学	2名	4,519,413
塩野義製薬	2名	-

【取組の方向性】

科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への**施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援**により、最先端の「知」を生み出し、**日本の競争力を高める拠点機能を強化**。



1. 経営指導の強化等：早期の経営判断促進に向けた取組フロー



2. 学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等

- 学校法人の吸収合併や学校法人間の財政支援等に係る設置認可・私学助成上の仕組みの改善
- 撤退支援に関するハンドブック作成及び撤退の目安の提示等

3. 学部等新設の厳格化（スクラップ・アンド・ビルド、財務要件の厳格化等）

- 審査体制の充実、経営面・定員充足率の基準の引上げ等

3. 文部科学省「人材育成システム改革推進タスク フォース」について

人材育成システム改革推進タスクフォース（文部科学省）

<概要>

- 日本成長戦略本部において「未来成長分野に挑戦するための、大学改革、高専等の職業教育充実」について文部科学大臣に取りまとめの指示が出されたこと等を受けて、松本文部科学大臣の下、以下の課題について検討

【検討事項】

- (1) 高校から大学・大学院までを通じた人材育成システム改革のビジョンの策定について
- (2) 高校教育の振興について（「高校教育改革グランドデザイン（仮称）」の策定含む）
- (3) 「知の総和」答申等を踏まえた高等教育の改革について
- (4) 産学が連携したり・スキリング・エコシステムの構築について
- (5) 「新技術立国」を担う科学技術人材育成・環境整備について
- (6) 文化・スポーツへの成長投資について

【構成員】

- 主査 松本文部科学大臣
- 副主査 中村文部科学副大臣（教育・スポーツ）
- 副主査 小林文部科学副大臣（科学技術・文化）
- 清水文部科学大臣政務官（科学技術・スポーツ）
- 福田文部科学大臣政務官（教育、文化）
- 文部科学事務次官ほか関係局長等

松本大臣から副大臣・政務官への指示事項

【中村副大臣】

- 「高校教育改革グランドデザイン（仮称）」の策定におけた関連方策
- 「知の総和」答申等を踏まえた高等教育の改革に関する方策

【小林副大臣】

- 科学の再興のための提言など、第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けた関連方策
- コンテンツの海外発信をはじめとした文化芸術分野における人材育成等を推進する方策

【清水大臣政務官】

- 地域活性化のための人材育成に資するスポーツへの成長投資について

【福田大臣政務官】

- 産学が連携したり・スキリング・エコシステムの構築に関する方策

強い日本、未来の成長の基盤となる人材育成（課題及び方向性のイメージ）

労働人口減少、AI・DXの進展等による産業構造転換に対応するには、新たな価値創造や、AI・DX等を駆使した生産性向上を実現する**産業イノベーション人材の育成**が急務

- ✓ 2040年の大学生・高校生数は**25%減**（高校3年生は65万人（2024年：95万人）、大学入学者は46万人（2024年：63万人））
- ✓ 高校生の約7割が普通科でその約7割が文系（**全高校生の約半数が普通科文系**）。工業、農業等の**専門学科の生徒はわずか2割程度**、**大学生は約半分が人文・社会科学系**
- ✓ 事務、販売、サービスなど**ホワイトカラーは、2040年に320万人余剰**となる一方で、**数理・デジタル分野の専門人材（同330万人）が不足**
- ✓ 地域社会や経済を支える**エッセンシャルワーカー等（同450万人不足）が圧倒的に不足**

- **産業界の参画**を得て、**高校・大学・大学院等を一気通貫で改革**し、産業イノベーション人材の戦略的な育成を推進
- 教育・研究への投資効果が社会や産業に還元される、「**人への投資の好循環**」の実現を目指す

未来成長分野

（AI、量子、DX/GX、半導体、バイオ、マテリアル、ロボット、コンテンツ産業等）



- ▶ 次世代型AI開発などのイノベーションの「最初の芽」を創出し、**先進的な新たな知を生み出せる力**
- ▶ 様々な実務分野でAI・DX等を駆使し、**ビジネスモデルの実装・改善や、生産性向上を図れる力**
- ▶ 多様な個性や好奇心を基盤とする**探究心**

地域産業や社会・生活基盤を支える分野

■社会変革を見据えた徹底した高校教育改革

- 文理分断からの脱却と理数系進学者の拡大を図り、探究的な学びを重視する普通科高校改革
- 地域産業界のニーズに応じて、デジタル技術等を活用するエッセンシャルワーカーを育てる専門高校改革

■大学教育の構造改革

- 若者（特に女性）が自らの関心に応じてサイエンスを中心とした未来成長分野に挑戦し、世界をリードする力を育む大学へと構造的に転換
- 地域産業や社会・生活基盤を支える人材を育成する地域の大学等の抜本的な機能強化と公立高専の設置促進
- 産業界のニーズに合致した、大学等におけるリ・スキリングの充実

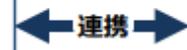
■産業イノベーション人材の育成を強化する仕組みの創設

- 未来成長分野や地域の視点からの人材や、世界を舞台に活躍する人材の育成
- 「新技術立国」を目指し、未来成長分野のイノベーションを担う科学技術人材の育成とそれを支える環境整備
- 地域産業や社会・生活基盤を支える戦略本部としての国立大学等の強化
- 勝ち筋となる我が国のソフトパワーの源泉である文化芸術・スポーツ分野への成長投資

(参考) 日本成長戦略会議について

成長戦略の検討体制

日本成長戦略会議



経済財政諮問会議

17の戦略分野における官民連携での危機管理投資・成長投資の促進

新設 戦略分野分科会 1月～
(分科会長：副長官(衆)、分科会長代理：副長官補(内政)、関係省庁局長級)

① AI・半導体
新設 AI・半導体WG
1月～
○人工知能戦略大臣 ○経産大臣
・関係省庁(NSS、総務、金融、デジタル、総務、外務、文科、厚労、農水、国文、環境、防衛)
・有識者9名

② 造船
新設 造船WG
1月～
○国交大臣 ○経済安全保障大臣
・関係省庁(NSS、内閣府(科技)、入管、外務、文科、経産、環境、防衛)
・有識者7名

③ 量子
新設 量子WG
1月～
○科技政策大臣
・関係省庁(総務(政務)、外務、文科(政務)、経産(政務)、防衛)
・有識者7名

④ 合成生物学・バイオ
新設 合成生物学・バイオWG
1月～
○経産大臣
・関係省庁(内閣府(科技、健康医療)、文科、厚労、農水、国文)
・有識者12名

⑤ 航空・宇宙
新設 航空・宇宙WG
1月～
○経済安全保障大臣
・関係省庁(内閣府(宇宙)、総務、文科、経産、国文、防衛)
・有識者10名

⑥ デジタル・サイバーセキュリティ
新設 デジタル・サイバーセキュリティWG
1月～
○経産大臣 ○デジタル大臣
・関係省庁(総務、文科、厚労)
・有識者11名

⑦ コンテンツ
新設 コンテンツ産業官民協議会
1月～
○CJ戦略大臣
・関係省庁(公取(審議官級)、総務、外務、文科、経産)
・有識者15名

⑧ フードテック
新設 フードテックWG
12月～
○農水大臣
・関係省庁(経産)
・有識者7名

⑨ 資源・エネルギー安全保障・GX
GX実現に向けた専門家WG
1月～
○経産大臣(出席)
・関係省庁(外務、総務、経産、環境)
・有識者7名

⑩ 防災・国土強靱化
国土強靱化推進会議
2月～
○国土強靱化大臣(出席) ○防災大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(防災)、総務、厚労、エネ、国文)
・有識者19名

⑪ 創業・先端医療
新設 創業・先端医療WG
1月～
○科技政策大臣 ○デジタル大臣
・関係省庁(文科、厚労、経産(いずれも政務))
・有識者10名

⑫ フュージョンエネルギー
新設 フュージョンエネルギーWG
1月～
○科技政策大臣
・関係省庁(文科、経産、規制(部長級))
・有識者7名

⑬ マテリアル(重要鉱物・部素材)
産業構造審議会 製造産業分科会
2月～
○経産大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(科技)、外務、文科、環境)
・有識者15名

⑭ 港湾ロジスティクス
新設 港湾ロジスティクスWG
1月～
○国交大臣
・関係省庁(サイバー統括室、財務、経産)
・有識者9名

⑮ 防衛産業
新設 防衛産業WG
1月～
○経産大臣 ○防衛大臣
・関係省庁(NSS(審議官級))
・有識者18名

⑯ 情報通信
新設 情報通信成長戦略官民協議会
1月～
○総務大臣
・関係省庁(経産、防衛)
・有識者12名

⑰ 海洋
新設 海洋WG
1月～
○海洋政策大臣
・関係省庁(NSS、内閣府(科技、宇宙)、外務、文科、水産、経産、国文、海保、環境、防衛)
・有識者10名

分野横断的課題への対応

①【新技術立国・競争力強化】
○経産大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、文科)
産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会等
1月～
・有識者13名

②【人材育成】
○文科大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、総務、厚労、経産)
新設 人材育成分科会
1月～
・有識者4名+テーマごとに2名

③【スタートアップ】
○スタートアップ大臣、内閣府副大臣、内閣府政務官(スタートアップ・金融)、経産副大臣
・関係省庁(内閣官房(GSC室)、内閣府(科技、規制)、金融、デジタル、総務、文科、厚労、農水、経産、国文、環境、防衛)
新設 スタートアップ政策推進分科会
1月～
・有識者10名

④【金融】
○金融大臣、副長官(衆)
・関係省庁(金融、総務、法務、財務、文科、厚労、経産)
新設 新戦略策定のための資産運用立国推進分科会
1月～
・有識者10名

⑤【労働市場改革】
○厚労大臣
・関係省庁(内閣官房(成長戦略)、内閣府(規制)、経産省、国文省、文科省)
新設 労働市場改革分科会
1月～
・有識者11名

⑥【家事等の負担軽減】
○日本成長戦略大臣
副長官補(内政)・関係省庁(内閣官房(成長戦略)、こ家、厚労、経産)
こども家庭審議会子ども子育て支援分科会、労働政策審議会人材開発分科会、労働政策審議会雇用環境・均等分科会等でも議論
新設 家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に関する関係府省連絡会議
1月～

⑦【賃上げ環境整備】
○賃上げ環境整備大臣
再編 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するWG
(副長官(参)ヘッド・内閣官房副長官補(内政)、内閣官房(補室(審議官級)、成長戦略、地域未来)、警察、金融、総務、財務、国税、文科、厚労、農水、経産、中企、国文、環境)
中小企業政策審議会、労働政策審議会でも議論
政労使の意見交換
11月～

⑧【サイバーセキュリティ】
○サイバー安全保障大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(サイバー)、警察、総務、文科、経産、防衛)
サイバーセキュリティ推進専門家会議
2月～
・有識者18名

○：責任大臣 ※時期は目途。今後、変更の可能性あり。

※対応者の記載がないものは原則局長級

人材育成

現状と課題

- 2040年にかけてホワイトカラーは余剰となる一方で、理工・デジタル系人材やエッセンシャルワーカーの不足が見込まれる。
- 現状、高校生の半数は普通科文系、大学生の半数は人文・社会科学系であり、将来見込まれる人材需要とのミスマッチが生じている。
- 産業構造の変化を踏まえた人材の戦略的な育成が必要。

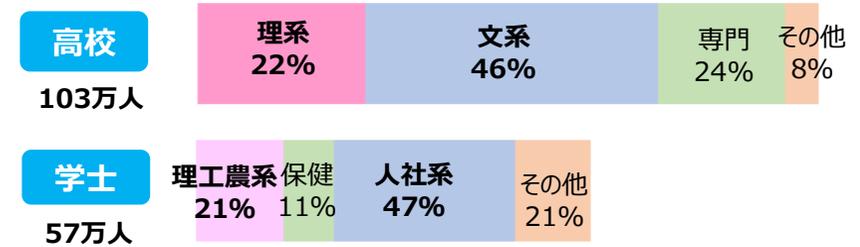
職種別の過不足（2040年）

専門的技術的職業	-49万人
うちAI・ロボット等の活用を担う人材	-326万人
事務	214万人
販売	51万人
生産工程	-281万人

学歴別の過不足（2040年）

大学理系	需要：685万人 供給：625万人	-60万人
大学文系	需要：1,545万人 供給：1,573万人	

高校・大学における学びの状況（2020年）



（出所）「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（2022年6月 総合科学技術・イノベーション会議）を基に文部科学省作成。

※高校の人数は令和2年度学校基本調査。高校の内訳は国立教育政策研究所の調査（2013年）に基づく推計値。学士の人数・内訳は令和2年度学校基本調査。

（出所）「2040年の産業構造・就業構造推計について」（2025年5月 経済財政諮問会議経済産業大臣提出資料）を基に文部科学省作成。

年内の主要な取組

- （1）文部科学大臣の下に、「人材育成システム改革推進タスクフォース」を設置（11月11日）。
高校から大学・大学院までを通じた人材育成システム改革（高校教育改革、大学教育改革、科学技術人材、リスキング等）について検討を開始。
- （2）「高校教育改革グランドデザイン（仮称）」骨子を策定・公表（11月28日）し、関係団体から意見を聴取。
高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～、高校教育の充実にに向けた支援
- （3）経済対策・令和7年度補正予算での主要な対応
 - ・ 高等学校教育改革促進基金：都道府県において、改革を先導する拠点のパイロットケースを創出（2,950億円）。
 - ・ 成長分野転換基金への積み増し：成長分野への学部転換等や公立高専の設置を促進（既存分と合わせて1,000億円規模）。
 - ・ 産業・科学革新人材事業（基金）：大学と産業界が連携し、研究開発・人材育成を実施（270億円）。

年明け以降の主要な取組

(1) 高校教育改革・高等教育改革

- ① 「高校教育改革グランドデザイン（仮称）」の取りまとめ・公表（25年度内）
都道府県における「高等学校教育改革実行計画」の策定、安定財源の確保を前提とした「高等学校教育改革交付金（仮称）」の創設（27年度～）
- ② 産業構造の変化を踏まえた高等教育改革の方向性の検討（～26年夏）
理工農・デジタル分野の人材育成、文理分断からの脱却・理数的素養を身に付けられる教育への質的改善、地域の高等教育へのアクセス確保

(2) リ・スキリング・実践的な職業人材育成

- ① 大学等のリ・スキリングプログラムの充実など、「学び直しが当たり前の社会」の実現のための施策の検討（～26年夏）
17の戦略分野や産業界・大学の実情を踏まえた教育プログラムの強化、大学の体制整備
- ② 専門学校における、デジタル技術等に対応した実践的かつ専門的な職業人材育成方策の検討（～26年夏）
アドバンスト・エッセンシャルワーカー創出のためのリ・スキリングの強化

(3) 科学技術人材・その他強い経済の基盤となる人材育成

- ① 新技術の研究及び社会実装を担う人材育成のための施策の検討（～26年夏）
多様な場で活躍する研究者・技術者・博士人材・技術経営人材等の継続的な育成・輩出、新たな研究領域への挑戦の抜本的な拡充
- ② 産業イノベーションをけん引する研究大学群や国立研究開発法人の機能強化について検討（～26年夏）
国際卓越研究大学に続く研究大学群への支援、国立研究開発法人の産学官のハブ機能強化

(4) 「人材育成改革ビジョン（仮称）」（案）の検討・取りまとめ（4～5月）



4. 近年の大学等の設置認可等の動向と 寄附行為（変更）認可の審査等について

学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査のポイント

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可の審査を実施しています。

各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう、留意願います。

審査の観点

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であり、負担付きでないことが必要。
※一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

■ 標準設置経費

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。
- ◇標準設置経費の該当分野が情報関係の場合は、学校法人分科会において審議の上、複合的な分野として「その他」の標準設置経費を適用。

■ 標準経常経費

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

■ 負債率

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

■ 負債償還率

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

主な指摘例

（設置計画（設置経費、財源））

- 校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- 法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- 設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

（財務状況・財政計画）

- 収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- 財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- 全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

（学生確保の見通し）

- 学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているか。
- 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

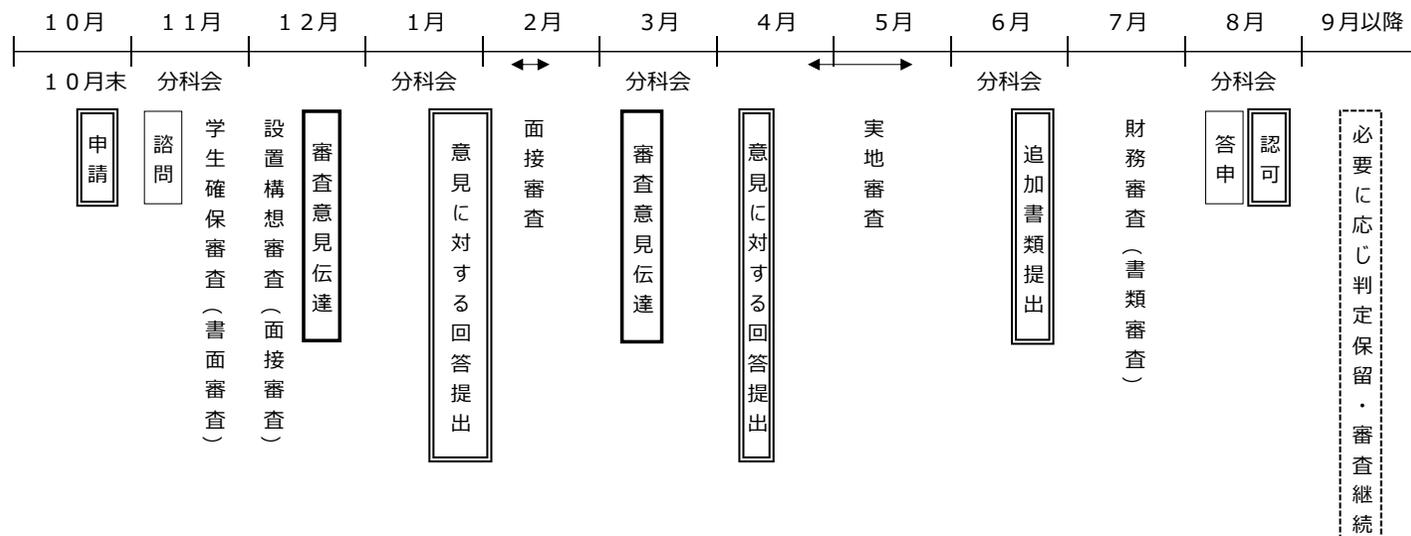
（管理運営等）

- 理事会（長）が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- 役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- 教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- 役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- 監事の職務が適切に行われているか。
- 監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- 財務関係書類等の備付けや公開が適切になされているか。
- 法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- インターネットの利用による私立学校法第63条2の規定に基づく情報の公表がされているか。

学校法人分科会における一般的な審査スケジュール

1. 私立大学（通信制を含む）又は私立高等専門学校を設置に係る寄附行為（変更）認可申請

【開設年度の前々年度の10月末～】（審査期間：10ヶ月）

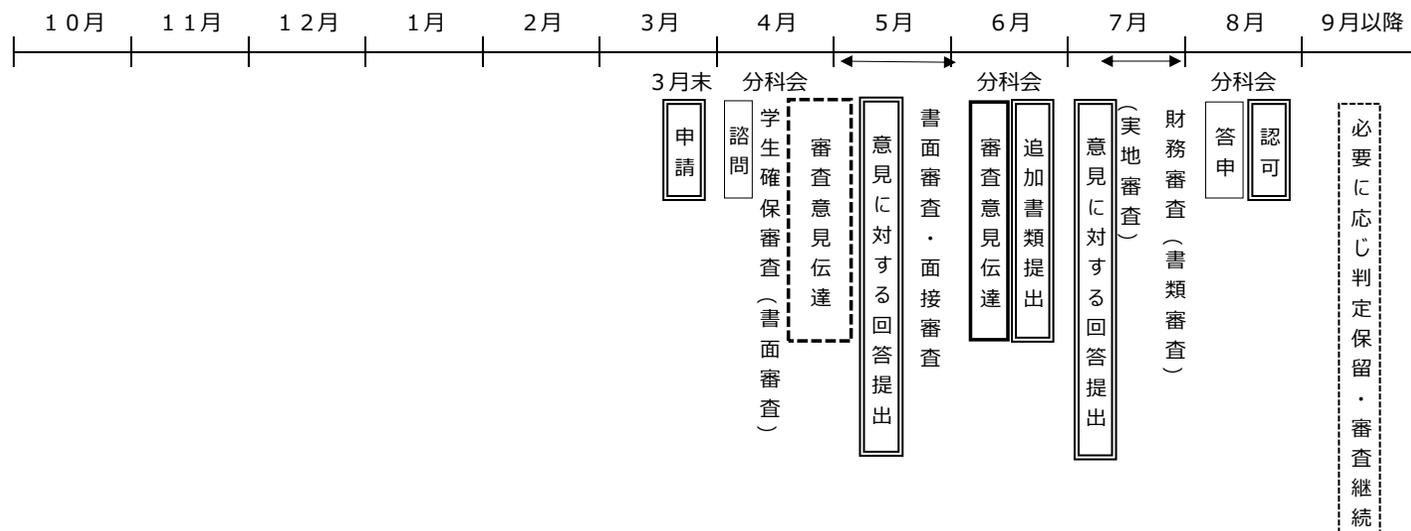


（例）令和9年4月に大学新設を計画する場合のスケジュール

- 令和7年10月末 申請書提出
- 令和8年6月末
令和7年度決算を踏まえた財務書類等を提出
- 令和8年8月末頃 認可

2. 私立大学に学部若しくは学科（通信制を含む）等を設置する場合に係る寄附行為変更認可申請

【開設年度の前々年度の3月末～】（審査期間：5ヶ月）



（例）令和9年4月に学部新設を計画する場合のスケジュール

- 令和8年3月末 申請書提出
- 令和8年6月末
令和7年度決算を踏まえた財務書類等を提出
- 令和8年8月末頃 認可

学生確保の見通しに関する審査

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日公布）

学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化に関して、次のとおり「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」を改正。

- **学生確保の見通し**（経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあること）を審査する観点を次のとおり規定。
※令和7年度開設審査（令和5年10月申請分）から適用
 - ・ 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向
 - ・ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
 - ・ 既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果
- 申請者が設置する全ての大学の**既設の学部**（短期大学又は高等専門学校は学科）の**収容定員充足率が5割を上回ることを求める規定を追加**。
※経過措置として、令和7年度開設審査（令和6年3月申請分）においては大学等単位に適用し、**法人単位は令和8年度開設（令和6年10月申請分）審査から適用**

申請者が説明する主な内容（概要）

- 申請書類の作成等に関する手引等において具体的なデータの項目を示しその分析により見込まれる入学者数に関する**より定量的かつ具体的な説明**が求められている。

	令和7年開設以降（令和5年10月申請以降）
競合校の設定・分析	<ul style="list-style-type: none">● 競合校設定に関する分析内容（新設組織との類似性、誰に訴求するか等）を具体的な観点を示した上で、説明すること。● 競合校との類似性や新設組織の優位性等を説明すること。
入学意向に関するアンケート調査 （主に高校2年生を対象）	<ul style="list-style-type: none">● 学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性を説明すること。● アンケートにおいて5つの設問（①進路希望、②設置者、③興味のある学問分野、④受験意向、⑤入学意向）及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析し、その結果を説明すること。
学生確保の取組の効果	<ul style="list-style-type: none">● 学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析させ、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数を提示すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">● 次のデータを指定の方法により提示すること。 （例） 新設組織が置かれる都道府県への入学状況 既設学科等の入学定員充足状況（直近5年間） 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績 等

大学等の設置認可等に係る寄附行為（変更）認可に関する審査基準等の一部改正（案）について

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正（案）

趣旨

施行日：公布の日から施行し、令和10年度開設審査から適用（一部令和11年度開設審査から適用）

中央教育審議会『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月21日答申）』及び「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方を検討するための検討会議」の議論を踏まえ、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可審査の厳格化等の観点から、私立学校法施行規則、学校法人の寄附行為および寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正を予定。

概要

1. 私立学校法施行規則

- 大学又は高等専門学校及び学部等の設置認可後、大学等の初年度の学生確保に資するよう認可時期の早期化を図るため、各認可申請の時期を見直す。

2. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

- 大学を新設する場合、申請時に保有すべき標準経常経費を1年分から2年分へ引き上げる。
- リスクシナリオ（学校法人の適正な運営を確保するための対応策等）等の妥当性を審査する観点を規定。
 - ・ 提出時に決算が確定している年度から過去3年間の決算における事業活動に関する状況（学校法人を設立する場合は除く）
 - ・ 上記のうち、経常収支差額がマイナスの年度がある場合の要因分析の結果とその改善方策（学校法人を設立する場合は除く）
 - ・ 設置する大学等において経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響
 - ・ 経営状況を判断する指標
 - ・ 設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響
- 申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率が7割を上回ることを求める規定を追加。ただし、以下のすべてに該当する場合は例外とする。※経過措置として、令和11年度開設（令和9年9月申請分）審査から適用
 - ・ 収容定員充足率が0.7以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。
 - ・ 設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。
 - ・ 当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。
- 経常収支差額が3か年連続マイナス、かつ、直近年度の外部負債が運用資産を上回っている場合は、認可をしない。
- 認可後に実施する財政状況及び施設等整備状況調査（いわゆるアフターケア）において、リスクシナリオ等の遵守を求め、遵守されない場合にはペナルティ措置を講ずる。
- 法人合併又は大学の設置者変更等により、収容定員充足率又は財政状況に係る基準が満たせなくなる場合において、合併等の認可後から当該学校の修業年限に相当する期間、一定の例外措置を設ける。

3. 学校法人の寄附行為等の認可申請等に係る書類の様式等

- より充実した審査を行うため、審査初期から学生確保の審査及び財務計画の見通し等に係る審査を一体的に実施するため、申請年度時点で確定している財務書類等については、申請時に提出を求める。

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正（案） <審査の適用時期について>

申請者が設置する全ての大学等の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）（以下、「学部等」という。）の収容定員充足率が7割を上回ることを求める改正は、**令和11年度開設以降の申請から、申請者（学校法人等）の学部等の収容定員充足率が適用**となります。（附則第3条）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
令和9年度 学部等の新設			申請 ※1	認可		開設									
令和10年度 大学等の新設				申請 ※2			認可		開設						
令和10年度 学部等の新設					申請 ※2		認可		開設						
令和11年度 大学等の新設							申請 ※3			認可			開設		
令和八年度 学部等の新設								申請 ※3		認可				開設	

**令和8年3月
公布・施行
(予定)**

※1 現行の審査基準

※2【令和10年度開設審査から適用される基準等】

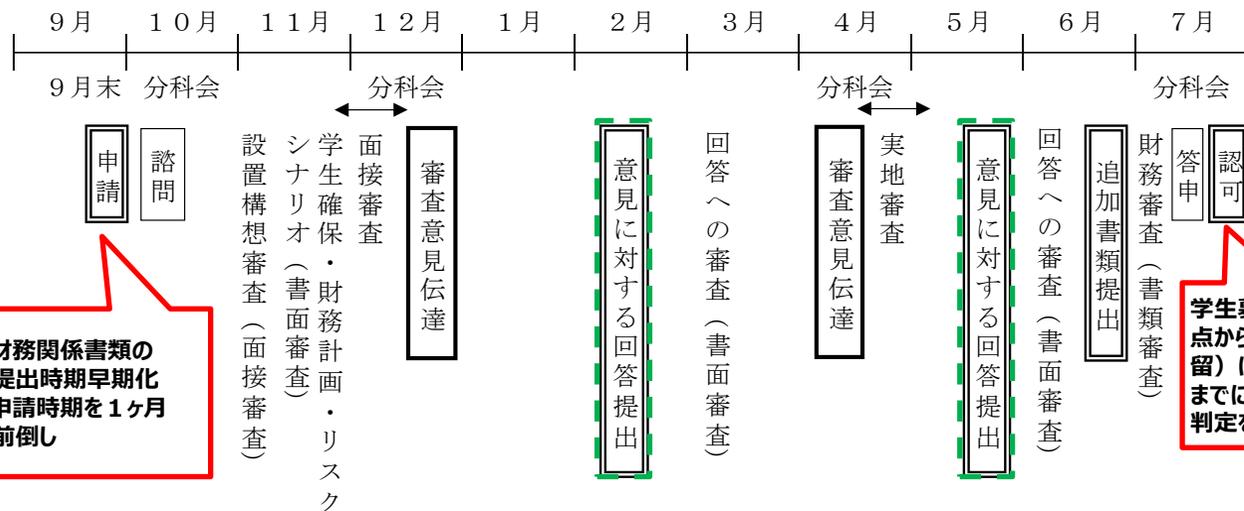
- 答申を1月早めるとともに、継続審査（保留）を行わない。
- 上記に伴い、審査スケジュールを見直す。
大新：9月申請、学部等：1月申請
- 審査当初から確定している財務関係書類等の審査を実施。
- 経常収支差額が3か年連続マイナス、かつ、直近年度の外部負債が運用資産を上回っている場合は不可とする。
- リスクシナリオの妥当性の審査を行う。（ACにおいてリスクシナリオが遵守されない場合には、ペナルティ措置を講ずる。）
- 法人合併又は大学の設置者変更等により、以下の基準が満たせなくなる場合において、合併等の認可後から当該学校の修業年限に相当する期間、一定の例外措置を設ける。
 - ・ 収容定員充足率7割を上回ることが満たせなくなる場合、合併等の認可前の学部又は学科のみ、当該基準を適用
 - ・ 財務状況に係る基準を満たせなくなる場合、合併等の認可前の法人の財務状況のみ、当該基準を適用

※3【令和11年度開設審査から適用される基準等】

- 申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率について、5割から7割に引き上げる。ただし、以下の全てに該当する場合は例外とする。
 - ・ 未充足の学部等を廃止する具体的な計画があること
 - ・ 廃止した学部等の収容定員の範囲内で新設すること
 - ・ 設置する大学等の収容定員の総数が増加しないものであること
- 収容定員充足率の時点基準について、現行の「申請年度」から「開設年度の前年度」に変更する。

1. 私立大学（通信制を含む）又は私立高等専門学校を設置に係る寄附行為（変更）認可申請

【開設年度の前々年度の9月末～】（審査期間：10ヶ月）



・財務関係書類の提出時期早期化
・申請時期を1ヶ月前倒し

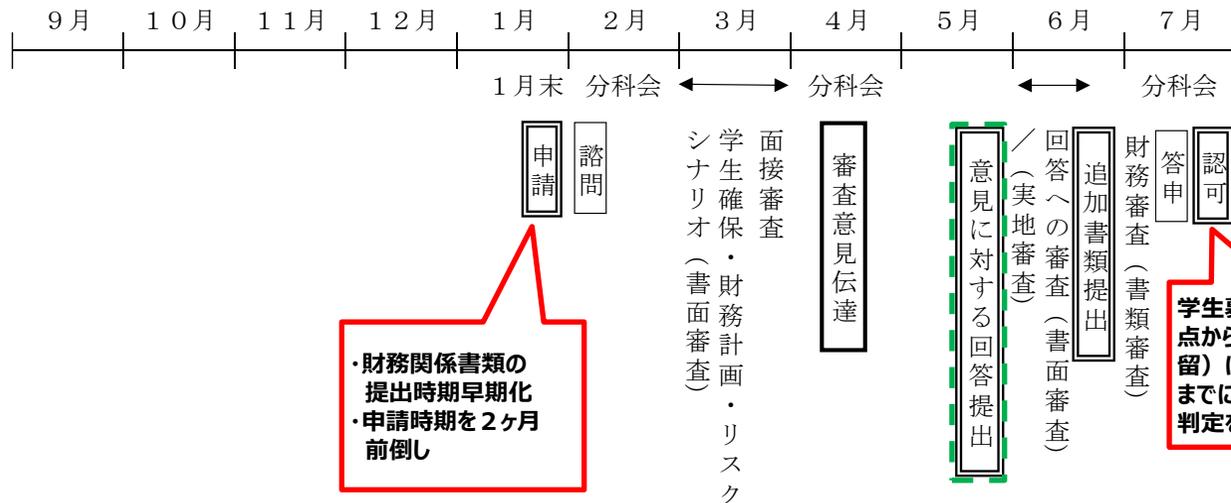
学生募集の早期化の観点から、継続審査（保留）は行わず、7月末までに可否のいずれかの判定を行うこととする

審査初期から学生確保及び学生確保の裏付けとなる財務計画の見直し等に係る審査を一体的に、より充実した審査を実施する観点から、審査意見に対する回答の対応が現在の3回から2回へ変更

（例）令和10年4月に大学新設を計画する場合のスケジュール
 ○ 令和8年9月末 申請書提出
 ・ 令和7年度までの決算書類、その他財務関係書類等を提出
 ○ 令和9年6月末
 ・ 令和8年度決算を踏まえた財務書類等を提出
 ○ 令和9年7月末頃 認可

2. 私立大学に学部若しくは学科（通信制を含む）等を設置する場合に係る寄附行為変更認可申請

【開設年度の前々年度の1月末～】（審査期間：6ヶ月）



・財務関係書類の提出時期早期化
・申請時期を2ヶ月前倒し

学生募集の早期化の観点から、継続審査（保留）は行わず、7月末までに可否のいずれかの判定を行うこととする

審査初期から学生確保及び学生確保の裏付けとなる財務計画の見直し等に係る審査を一体的に、より充実した審査を実施する観点から、審査意見に対する回答の対応が現在の2回から1回へ変更

（例）令和10年4月に学部等新設を計画する場合のスケジュール
 ○ 令和9年1月末 申請書提出
 ・ 令和7年度までの決算書類、その他財務関係書類等を提出
 ○ 令和9年6月末
 ・ 令和8年度決算を踏まえた財務書類等を提出
 ○ 令和9年7月末頃 認可

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正（案） <収容定員充足率について>

改正内容

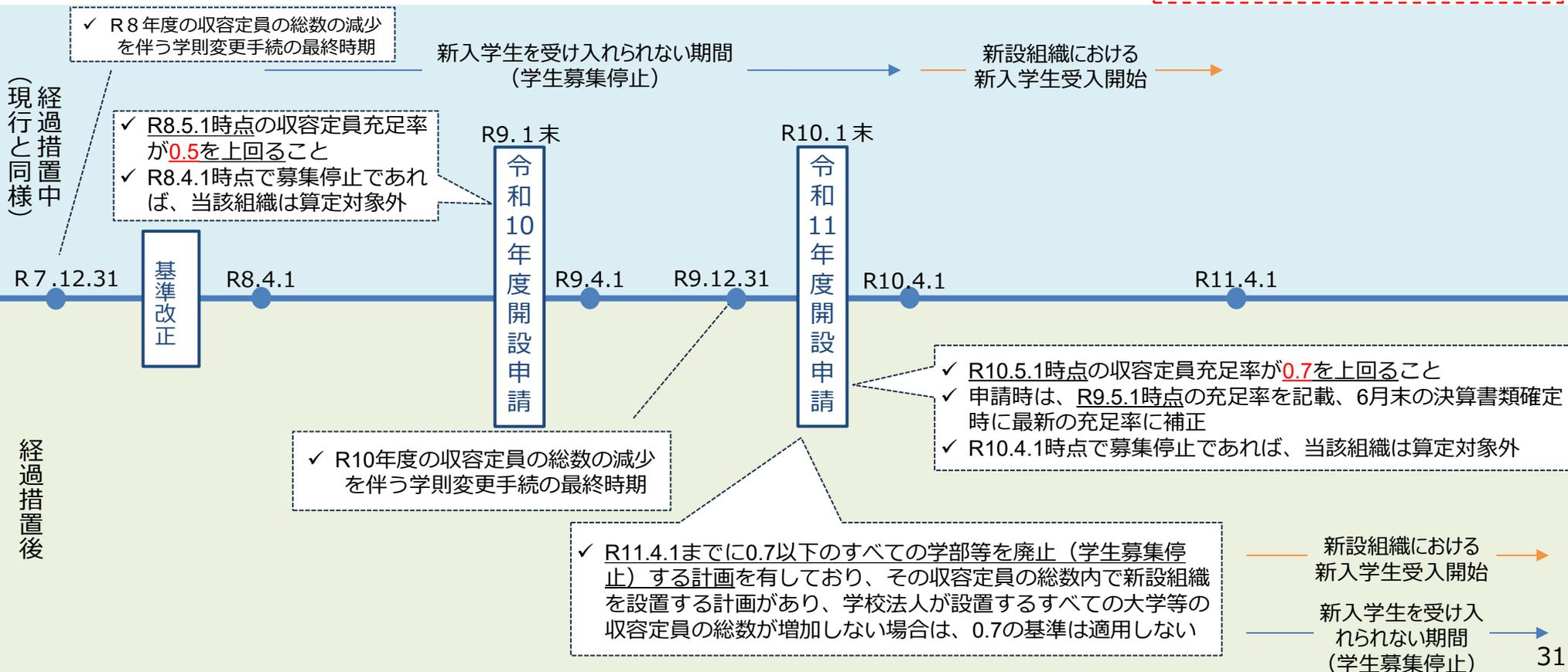
申請者が設置する全ての大学の既設の学部等の収容定員充足率が0.7を上回ること。ただし、次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

- ア 収容定員充足率が0.7以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。
- イ 設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。
- ウ 当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

- ✓ 廃止をする計画については、申請書において確認予定（具体的には毎年度更新する手引きにおいて示す）
- ✓ 募集停止開始時期（廃止をする計画）は、新設する学部等の開設までを想定

★募集停止について
 学内意思決定後、文部科学省への報告、対外的な公表、収容定員変更の学則変更手続きがされており、当該年度の入学者選抜試験が実施されていない状態のことをいう。

【収容定員充足率の算定基準日について】 ※学部新設に係る申請の場合



5. 私立大学における入学料に係る 学生の負担軽減等について

私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について

○入学料（入学金）は、最高裁判決により、「学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するもの」であり、「納付後に入学辞退をしても、大学は返還義務を負わない」とされており、当該判決も踏まえつつ、入学料の額や納付期限等の取扱いについては、各設置者において判断されている。

○一方、①入学しない大学に納付する入学料が学生や保護者にとって負担となっているという現状や、②入学者選抜の機会が多様化し、入学料を複数の大学に納付する機会が拡大している状況、③昨今の高等教育の負担軽減の観点を踏まえ、入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のための方策を講ずるよう努めることなどについて各私立大学に通知を発出し、要請。

○私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（抄）（7文科高第491号令和7年6月26日付け文部科学省高等教育局私学部長通知）

1. 各大学が設定している入学料の額や納付時期等の趣旨や考え方について、学生や保護者をはじめとする社会の理解を得られるよう、積極的に説明すること。
2. 学生の経済的な負担軽減を図る観点から、入学料の額の抑制に努めること。
3. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のための方策を講ずるよう努めること。

その際、複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることのないよう経済的に困難な学生への特段の配慮の観点や、入学料納付後の学生の入学辞退の意思表示の時期が、大学において他の入学者選抜等により辞退者の代わりの入学者を決定することができ得る時期かどうかという観点、入学料を納付する時期を複数回設定するなどの時期の設定の観点など様々な観点も考慮することが望ましいこと。

1. アンケート概要

アンケートの基本情報

(1) アンケート目的

入学しない大学に納付する入学料の負担軽減に向けた取組状況を把握するとともに、具体的な取組事例について、大学の参考となるよう周知を図る等、大学の取組に資するために行うもの。

(2) アンケート時点

令和7年11月末

(3) アンケート項目

- ・令和7年6月の通知(※)を踏まえた大学の対応状況、今後の取組方針
- ・負担軽減を進めるにあたっての課題 等

(4) アンケート対象

令和8年度入学者選抜を実施する全ての私立大学（大学院大学を除く）

※私立大学604校、私立短期大学232校 計836校

(※)「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」(令和7年6月26日付け文部科学省高等教育局私学部長通知)

1. アンケート概要

(参考：これまでの経緯)

- 入学料については、平成18年の最高裁判所判決により、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、学生は、入学金の納付をもって大学に入学し得る地位を取得するものであるから、その後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負わないと判示。また、私立大学の入学料の平均額については、年々低下傾向。
- 一方、入学しない大学に納付する入学料が学生や保護者にとって負担となっているという現状や、入学者選抜の機会が多様化し、入学料を複数の大学に納付する機会が拡大している状況、昨今の高等教育の負担軽減の観点を踏まえ、令和7年6月に、初めて、入学しない大学に納付する入学料に特化した通知を発出。
- 令和7年10月に当該通知のQ & AをHPで公表。

2. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減策の対応状況

- 令和7年11月末時点で、入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減策を講ずることとした大学（対応内容や時期は検討中を含む）は210大学（約25%）。
内訳は、「①令和8年度入学者選抜で対応することとした」が83校、「②令和9年度入学者選抜から対応する予定（対応内容検討中を含む）」が39校、「③対応する方向で検討中（時期未定）」が88校。
- 一方で、「対応方針を検討中」（357校）や「対応する予定がない」（176校）大学もある。

①令和8年度入学者選抜で対応することとした	83
②令和9年度入学者選抜から対応する予定（対応内容検討中を含む）	39
③対応する方向で検討中（時期未定）	88
④既に最低限の事務手数料等の金額設定としているため、追加的な負担軽減策は講じていない	32
⑤専願がほとんどであり入学しない学生からの入学料納付の実績がない（仮に該当する学生が生じた場合は個別に対応する予定）	61
⑥対応するか否か対応方針を検討中	357
⑦現時点で対応する予定はない	176
合計	836

負担軽減策を講ずることとした大学
（検討中を含む）
（約25%）

3. 令和8年度入学者選抜における具体的な対応状況

- 令和8年度入学者選抜における取組は、上位から、「入学料の納付期限を後ろ倒しにする等の対応を行うこととした」、「入学料の納付後、入学辞退の意思表示の時期によって、入学料の全部または一部を返還する等の対応を行うこととした」、「経済的に困難な学生への特段の配慮を行うこととした」となっている。

経済的に困難な学生への特段の配慮を行うこととした	17
入学料の納付後、入学辞退の意思表示の時期によって、入学料の全部または一部を返還する等の対応を行うこととした	25
合格者の決定発表後に、入学料の一部を納付することとし、年度内など一定の時期までに残余の額を納付する等の対応を行うこととした、	7
入学料の納付期限を後ろ倒しにする等の対応を行うこととした	39
入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減の観点からも、入学料の引き下げを行うこととした	15
その他	2

(複数回答可)

4. 令和8年度入学者選抜における対応の具体例

経済的に困難な学生への特段の配慮

- 高等教育の修学支援新制度の予約採用者については、併願可能な入試区分において、3月27日までに入学辞退を申し出た場合には、入学料の全額を返還することとした。
- 高等教育の修学支援新制度の予約採用者については、入学料の納入の猶予を認めることとした。
- 併願可能な入試区分において、入学辞退者が住民税非課税世帯の場合は、入学料の全額を返還することとした。
- 収入要件等をもとに採用者を決定する大学独自の給付型奨学金について、当該奨学金の採用者が入学しなかった場合に納付済みの入学料の全額を返還することとした。
- 大学独自の出願時奨学金（入学料の免除等）の収入要件を緩和し、一般選抜については同奨学金の採用枠を無制限とした。

入学料納付後の学生の入学辞退の意思表示の時期に応じた入学料の返還等

- 併願可能な入試区分の合格者で、所定の入学手続を完了した後、3月31日までに入学辞退をした場合は、事務手数料5,000円と振込手数料を差し引いた入学料を返還することとした。
- 国公立大学合格者に対して、3月31日までに入学辞退を申し出た場合には、入学料の全額を返還することとした。

入学料を納付する時期の設定（入学料を納付する時期の複数回設定）

- 合格発表後、1次手続として入学金の半額、2次手続として残り半分を納入させ2次手続後に辞退をした場合は入学金の半分は返還することとしている（例えば、一般選抜前期日程については、2月下旬に1次手続、3月中旬に2次手続の締切を設定。）。
- 総合型選抜（併願制）等の合格者に対し、一次手続として入学申込金の一部（5万円）を納入、2月までに二次手続として入学申込金の残額（18万円）と春学期授業料を納入するという対応を行うこととした。

4. 令和8年度入学者選抜における対応の具体例

入学料を納付する時期の設定（入学料の納付期限の後ろ倒し）

- 一般選抜並びに大学入学共通テスト利用選抜（前期日程）において、国公立大学との併願者に限り、国公立大学前期日程合格発表日以降まで入学料の納付期限を延期することを可能とすることとした。
- 他大学の併願等により、各入試区分で定められた入学手続期限までに入学料を納付することが難しい受験生については、延納願の提出により、各学部の一般選抜の後期日程の最終手続締切日（3月17日）を納付期限とする対応を取ることにしている。

入学料の額の引き下げ

- 入学料を引き下げることとした（23万円から15万円に引き下げ 等）。

その他

- 入学料の納入負担のない時期に出願できるよう、出願期日を複数設ける運用を実施。

※以上の具体例は大学の回答を整理の上掲載しているものであり、回答全てを掲載していない。

5. 負担軽減を進める上での課題（最も課題として重視していること）

- 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減を進める上での課題については、最も課題として重視していることとして、上位から「入学辞退に伴う入学者確保や、合格者の数の決定への影響」、「受験生への影響」、「入学料収入の減に伴う大学経営上の影響」となっている。

①受験生への影響（追加合格等を待つ者の身分が不安定となる期間の長期化等の影響）	162
②入学辞退に伴う入学者確保や、合格者の数の決定への影響	464
③追加合格等の実施に係る事務負担（④を除く）	3
④入学料の返還等を行う場合の返還事務の負担	33
⑤入学料収入の減に伴う大学経営上の影響	127
⑥その他	14
⑦特にない	33

**(参考)「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」
(令和7年6月26日付文部科学省高等教育局私学部長通知) の考え方等について**

「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」 (令和7年6月26日付文部科学省高等教育局私学部長通知) の考え方等について

「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」(令和7年6月26日付文部科学省高等教育局私学部長通知)(以下「通知」という。)に関して、各設置者における対応の参考として、これまで寄せられた質問等に対する考え方等を取りまとめましたのでお知らせいたします。各私立大学の設置者におかれては、令和8年度大学入学者選抜に向けて検討の上、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

質問1 最高裁判所判決において大学は入学料の返還義務を負わないこととされているが、通知との関係をどのように考えているのか。

入学料の額や納付期限等の取扱いについては、最高裁判所判決等も踏まえ、各設置者において判断されるべきものですが、入学しない大学に納付する入学料が、学生や保護者にとって負担となっていることについて、国会等においても、度々、指摘されているところです。

また、最高裁判所判決当時に比べ、併願が可能な総合型選抜等を実施する大学が増える等、一般選抜以前の受験機会が拡大していることをはじめ、入学者選抜の機会が多様化し、入学料を複数の大学に納付する機会が拡大している状況があるとともに、高等教育における教育費負担軽減が重要な課題となっています。

通知は、こうした状況等を踏まえ、複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることのないよう、入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のために必要な対応を行っていただくことをお願いするものです。

質問2 通知では、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜のいずれにおける対応を求めているのか。

一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜の入試方法の別に関わらず、入学料を複数の大学に納付する機会が生じ得る場合には、複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることのないよう必要な対応を行っていただくことをお願いするものです。

質問3 一部の入試方法から段階的に学生の負担軽減のための対応を行うことは考えられるか。

全ての入試方法において対応を行うために時間を要する等の場合に、速やかな対応を図る観点から、入試方法の一部から対応を行うことも考えられます。

質問4 大学が既に公表した入学者選抜要項等において、納付された入学料については返還しない旨の記載がある場合、どのように対応したらよいか。

各大学の募集要項等において、納付された入学料については返還しない旨の記載を公表している場合であっても、通知を踏まえ、入学しない場合の入学料に係る負担軽減を図るための取組を講じようとする場合には、志願者にとって不利益変更ではないため、別途、ホームページ等においてその旨を公表することなどによって対応していただくことが可能です。

質問5 通知に記載されている「複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることのないよう経済的に困難な学生への特段の配慮の観点」の考慮について具体的な対応としてどのようなものを想定しているのか。

経済的に困難な学生が、複数大学への入学料の納付という経済的な事情によって進路選択の幅を狭めることのないよう、例えば、当該学生について、入学料を減免したり、納付時期を複数回設定したり、納付を猶予したりすることなど、入学料に係る負担の軽減を図ることが考えられます。

質問6 通知に記載されている「経済的に困難な学生」とは具体的にどのような学生を想定しているのか。

配慮をする対象やその内容の具体的な判断については、国等による支援の枠組みの対象範囲や支援の趣旨も参考に、法人ごとに御判断されるものです。

例えば、独立行政法人日本学生支援機構では、社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないよう児童養護施設等の生徒への受験料等支援を実施しております。設置者が経済的に困難な学生への特段の配慮を行う場合には、本取組の趣旨を考慮いただき、当該支援対象者について配慮をいただくことが考えられます。

<参考>

独立行政法人日本学生支援機構 児童養護施設等の生徒への受験料等支援

https://www.jasso.go.jp/kihukin/j_shien/index.html

また、その他の国等による支援の枠組みの例として、高等学校段階では、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）等による支援が行われています。さらには、高等教育段階では、「高等教育の修学支援新制度」等による支援を実施しています。

質問7 経済的に困難な学生に配慮した負担軽減策を講じようとする場合に、経済的状況の把握はどのように行うことが考えられるか。

入学料に係る負担軽減を図ろうとする場合の経済的状況の把握については、出願時等に関係書類の提出等によって個別に確認を行うことのほか、例えば、児童養護施設等の在籍証明書や高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の支給決定に係る通知、修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）の予約採用候補者決定通知の写し等を活用することが考えられます。

質問8 経済的に困難な一部の学生から段階的に負担軽減のための対応を行うことは考えられるか。

全ての学生に対して対応を行うために時間を要する等の場合に、速やかな対応を図る観点から、経済的に困難な一部の学生への配慮から対応を行うことも考えられます。

質問9 通知に記載されている「入学料納付後の学生の入学辞退の意思表示の時期が、大学において他の入学者選抜等により辞退者の代わりの入学者を決定することができ得る時期かどうかという観点」の考慮について具体的な対応としてどのようなものを想定しているのか。

例えば、入学料の納付後、入学辞退の意思表示の時期によって、入学料の全部または一部を返還することとしたり、入学料を返還する場合に、いくつかの時期に応じて返還額に差を設けたりするなど、入学料に係る負担の軽減を図ることが考えられます。

質問10 通知に記載されている「入学料を納付する時期を複数回設定するなどの時期の設定の観点」の考慮について具体的な対応としてどのようなものを想定しているのか。

例えば、合格者の決定発表後に、入学料の一部を納付することとし、年度内など一定の時期までに残余の額を納付することや、入学料の納付期限を後ろ倒しすること等により、結果的に入学しなかった大学に納付する入学料が抑制され、学生の負担軽減が図られることが考えられます。

質問11 今回示された「寄せられた質問等に対する考え方等」は、全ての項目に対応することが求められるのか。

今回示しているものは、通知の内容の一部の考え方を示したものであって、各設置者の判断により、いくつかの取組を組み合わせることや、他の取組を講ずることも考えられます。

一方で、まずは内容の一部に取り組む場合でも、通知の趣旨も踏まえ、学生の経済的負担の軽減に向けて、着実に取組を進めていただくようお願いします。

質問12 今後、対応状況等についての確認は行われるのか。

今後、文部科学省から各設置者に対して、令和8年度入学者選抜に向けた対応状況や対応方針等について伺うことを予定しています。

6. 情報セキュリティインシデントの現状と報告について

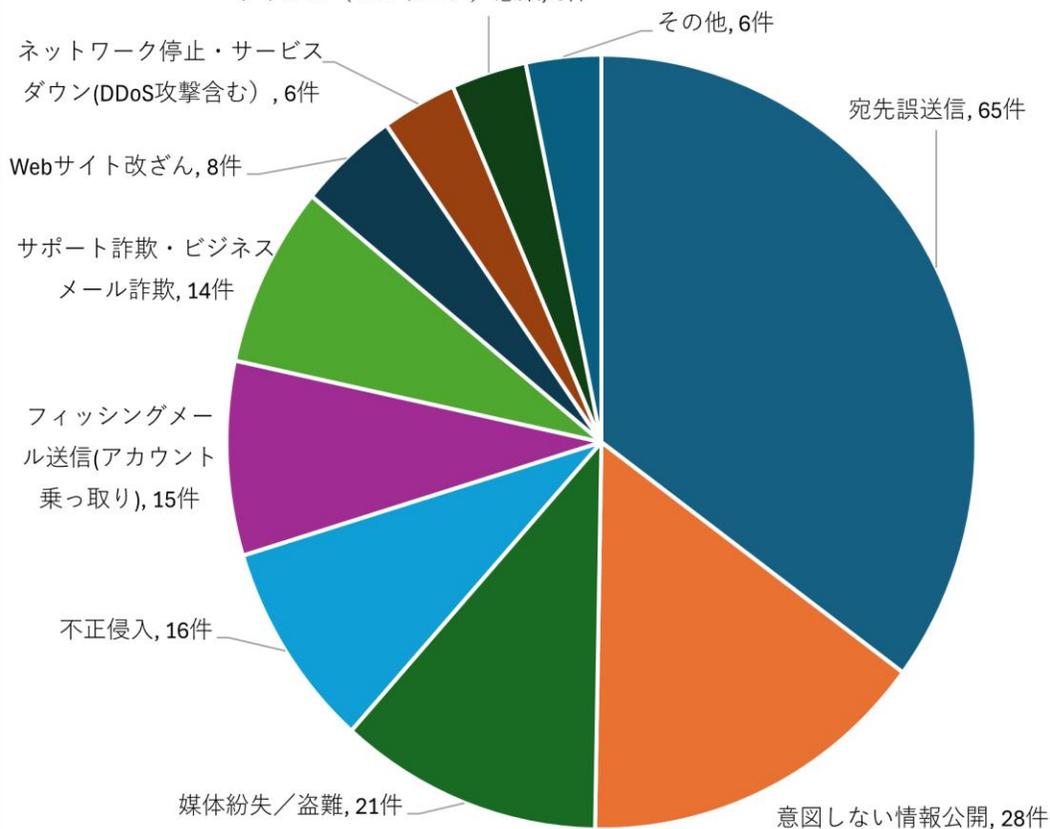
近年の情報セキュリティインシデント発生状況

● 私立大学（附属病院を除く）における情報セキュリティインシデント発生件数(直近5年)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
57件	77件	106件	181件	185件

● 令和6年度情報セキュリティインシデントの概要（数字は件数）

ウイルス（マルウェア）感染, 6件



- 宛先誤送信
- 意図しない情報公開
- 媒体紛失/盗難
- 不正侵入
- フィッシングメール送信(アカウント乗っ取り)
- サポート詐欺・ビジネスメール詐欺
- Webサイト改ざん
- ネットワーク停止・サービスダウン(DDoS攻撃含む)
- ウイルス（マルウェア）感染
- その他

不正侵入の例

- ・VPN装置経由による内部ネットワークへの侵入
- ・外部公開サーバの脆弱性を利用した侵入(Moodle、CMS等)
- ・漏洩した認証情報による不正ログイン

最近、**不正侵入、アカウント乗っ取り、ランサムウェア**等の事案が依然として多く発生しております。セキュリティの十分な見直しと、教職員への注意喚起等を十分に行ってください。特に**ランサムウェアは不正侵入から発展**することも多く、経営的な被害が大きくなりがちで復旧にも多額の費用を要します。**侵入されない、侵入を早期検知**できる仕組みが必須となります。

情報セキュリティインシデント発生防止のために

- 公共性の高い「大学」において、当該情報基盤に対する情報セキュリティ対策は社会的要請であり、学校法人全体として組織的・計画的にセキュリティ対策を講じる必要があります。
- 以下の3つの事項はセキュリティ対策の基本ですので、未実施の場合は早急に対応をお願いします。



情報セキュリティポリシー(※)の策定 ※私立大学では113大学(17.9%)が未策定 (令和6年度学術情報基盤実態調査)

情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書です。これを明確化することが、情報セキュリティ対策の第一歩です。

(参考) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和6年1月版)

高等教育機関における情報セキュリティポリシー策定について <https://www.nii.ac.jp/service/sp/>



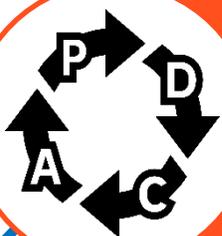
最高情報セキュリティ責任者(CISO)の設置と役割の明確化

責任をもって事案を判断するために、CISOの設置と役割の明確化が重要です。

インシデント対応体制(CSIRT)の整備 (CSIRT : Computer Security Incident Response Team)

実効性のある体制 (検知・連絡窓口/トリアージ/インシデントレスポンス/報告・情報公開) の構築と対応手順の策定。

(参考) CSIRTマテリアル (2021年11月30日 JPCERT/CC) https://www.jpCERT.or.jp/csirt_material/



基本的対策の実施徹底

高度な対策を考える前に基本的な対策を徹底により未然に防止可能な事案が多数あります。

インシデントの多くは、メール誤送信や情報の意図せぬ公開など、基本的な情報セキュリティ対策の未実施や意識の欠如に起因する。

(参考) 大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の継続的な取組について (通知) (令和6年12月25日付 6文科高第1551号)

7. こども性暴力防止法について

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①**支配性**、②**継続性**、③**閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細は令和8年1月公表のガイドラインで提示。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

○「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法、いわゆるDBS法）が令和8年12月に施行される予定となっていることを踏まえ、所轄庁や学校法人における手続も生じることから、**こども家庭庁において、全国各地で事業者向け説明会を開催するとともに、リーフレットや説明動画を作成しています。**制度理解や周知にご活用ください。

①「こども性暴力防止法」に関する事業者向け説明会



こども家庭庁 ホーム こども向け 相談窓口 子育て中の皆さんへ 自治体の方 Global Site 検索 メニュー

ホーム > 政策 > こどもの安全 > こどもの性被害を軽減するための政府の取組 > こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律） > 「こども性暴力防止法」に関する事業者向け全国説明会

「こども性暴力防止法」に関する事業者向け全国説明会

趣旨

令和8年12月25日に、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が施行されることに伴い、本法の定めにより、こどもに対する性暴力を防ぐための取組が求められる事業者を対象とした説明会を開催いたします。

開催日程

会場によっては、すでに満席となっている場合があります。最新の空席状況については、申込フォームをご確認ください。

開催地	日程	会場	定員
愛知県（名古屋市）	令和8年1月15日（木）14時00分 から16時00分	ウイंकあいち	150名
福岡県（福岡市）	令和8年1月23日（金）14時00分 から16時00分	TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前	150名

事業者向け説明会 開催案内

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/information-session>

②「こども性暴力防止法」リーフレット・説明動画



2026年
12月25日
施行予定

「こども性暴力防止法」

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

リーフレット・動画の掲載先

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>